【表紙】

 【提出書類】
 意見表明報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月16日

【報告者の名称】株式会社エイブル&パートナーズ【報告者の所在地】東京都港区元赤坂一丁目5番5号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03-5770-2602

【事務連絡者氏名】 秘書室 室長 河渕 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社エイブル&パートナーズ

(東京都港区元赤坂一丁目5番5号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ACコーポレーション 所在地 東京都港区元赤坂一丁目5番5号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 平成22年6月30日開催の株式会社CHINTAI(以下「CHINTAI」といいます。) 臨時株主総会決議に基づき発行され、共同持株会社設立時にこれに代わるものとして新株予約権者に交付された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)
- ロ 平成22年6月29日開催の株式会社エイブル(以下「エイブル」といいます。)定時株主総会決議に基づき発行され、 共同持株会社設立時にこれに代わるものとして新株予約権者に交付された新株予約権(以下「第2回新株予約 権」といい、第1回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。)

当社は、CHINTAI及びエイブルの共同持株会社として平成22年11月1日に設立された会社であり、第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、CHINTAI及びエイブルが発行していた新株予約権が平成22年11月1日をもって消滅する代わりに本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)に交付された当社の新株予約権です。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成24年4月13日開催の取締役会において、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(5)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けを含む本取引に関する意見の根拠及び理由

1.本公開買付けを含む本取引の概要

当社は、公開買付者より、本公開買付け及びその後の取引の概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の大株主であり当社の代表取締役会長兼 C E O である佐藤茂氏がその発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務める、当社の普通株式及び本新株予約権の取得及び所有等を目的として平成24年3月19日付で設立された買収目的会社とのことです。

今般、公開買付者は、本公開買付けを含む当社を非公開化させ当社の株主を公開買付者及び佐藤茂氏のみとするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(以下「MBO」といいます。)に該当し、本取引後も特段の事情がない限り、佐藤茂氏は継続して当社の経営にあたることを予定しているとのことです。また、公開買付者は、本取引実施後に当社の経営体制を大幅に変更する予定は有していないとのことです。なお、佐藤茂氏は、本公開買付けの成立を条件として、6月上旬頃を目途に、公開買付者に約50億円の再出資を予定しているとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の筆頭株主である株式会社ミント社(公開買付者と同様、佐藤茂氏が代表取締役社長を務める株式会社であり、以下「ミント社」といいます。)より同社が所有する当社の普通株式の全部(23,218,000株、所有株式割合(1)30.84%)、佐藤進治氏(2)より同氏が所有する当社の普通株式の全部(3,826,900株、所有株式割合5.08%)、佐藤鉄也氏が代表取締役を務める株式会社エスアンドエフ(2)より同社が所有する当社の普通株式の全部(3,192,950(3)株、所有株式割合4.24%)及び佐藤礼子氏(2)より同氏が所有する当社の普通株式の全部(238,970株、所有株式割合0.32%)計30,476,820株(所有株式割合40.49%)について本公開買付けに応募する旨の表明を受けているとのことです。また、佐藤茂氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全部(17,849,400株(4)、所有株式割合23.71%)について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです(以下、佐藤茂氏が応募しない旨表明している株式(17,849,400株)を「佐藤茂氏応募対象外株式」といいます。)。

(1) 「所有株式割合」とは、当社の第2期第1四半期報告書(平成24年3月16日提出)に記載された平成24年1 月31日現在の発行済株式総数(80,000,000株)と第1期有価証券報告書(平成24年1月27日提出)に記載 された平成23年10月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(972,000株)に同日から平成24年 1月31日までの変動(平成23年10月31日から平成24年 1月31日までに第1回新株予約権50個(普通株式5,000株相当)が減少しております。)を反映した平成24年1月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(967,000株)の合計数から、当社の平成24年10月期第1四半期決算短信(平成24年3月16日提出)に記載された平成24年1月31日現在の当社が所有する自己株式数(5,691,776株)を控除した数(75,275,224株)に占める割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下同じとします。

- (2) 佐藤進治氏、佐藤鉄也氏及び佐藤礼子氏は、佐藤茂氏の親族です。
- (3,192,950株)についてはソシエテジェネラル信託銀行株式会社に信託し、当該信託銀行の名義で所有しております。
- (4) 佐藤茂氏が所有する当社の普通株式(17,849,400株)のうち、9,849,400株については佐藤茂氏の名義で所有しており、4,000,000株については日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に、4,000,000株については日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託し、それぞれ上記信託銀行の名義で所有しております(佐藤茂氏は、当該信託に係る当社の普通株式(計8,000,000株)についても議決権行使の指図権を有しております。)。なお、佐藤茂氏は、本公開買付け後における公開買付者の株券の所有割合等の状況に照らし必要と認める場合には、上記信託銀行名義の当社の普通株式を佐藤茂氏の名義に変更する可能性があります。

本公開買付けにおいては、当社の普通株式及び本新株予約権の全て(ただし、佐藤茂氏応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けていないとのことです。他方、本公開買付けにおいては、38,607,018株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(38,607,018株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行いますが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(38,607,018株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である38,607,018株は、当社の発行済株式総数及び潜在株式総数の合計から当社の自己株式を除いた株式数(75,275,224株)()の75%に相当する株式数から佐藤茂氏応募対象外株式(17,849,400株)を控除した数に相当します。このように、公開買付者は、本公開買付け後において、公開買付者及び佐藤茂氏の所有する当社の株券等が当社の発行済株式総数及び潜在株式総数の合計から当社の自己株式を除いた株式数(75,275,224株)の75%に相当する数(かかる数は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続を可能とする株式数(総株主等の議決権の数の3分の2の議決権に相当する普通株式数)を一定程度上回るように設定しております。)以上となるように、買付予定数の下限を設定しているとのことです。

() 当社の第2期第1四半期報告書(平成24年3月16日付提出)に記載された平成24年1月31日現在の発行済株式総数(80,000,000株)と第1期有価証券報告書(平成24年1月27日提出)に記載された平成23年10月31日現在の本新株予約権の目的である当社の株式数(972,000株)に同日から平成24年1月31日までの変動(平成23年10月31日から平成24年1月31日までに第1回新株予約権50個(普通株式5,000株相当)が減少しております。)を反映した平成24年1月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(967,000株)の合計数から当社の平成24年10月期第1四半期決算短信(平成24年3月16日提出)に記載された平成24年1月31日現在の当社が所有する自己株式数(5,691,776株)を控除することにより計算しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社りそな銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行から総額344億円を上限とした借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を行うことを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされているとのことですが、本買収ローンに係る融資契約では、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定とのことです。特に、本買収ローンにおいては、佐藤茂氏応募対象外株式及び佐藤茂氏の所有する公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社の普通株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されているほか、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び佐藤茂氏のみとする手続(以下「本全部取得手続」といいます。)により当社の議決権の全てを公開買付者及び佐藤茂氏が取得した後に、当社及び当社の一定の完全子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及び当社の一定の完全子会社の一定の資産を当該融資の担保に提供させる予定とのことです。

本全部取得手続により当社の議決権の全てを公開買付者及び佐藤茂氏が取得した後、公開買付者は、当社との間で合併 (以下「本合併」といいます。)を行い、当社の株主を佐藤茂氏のみとすることを予定しているとのことです(これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照下さい。)。

なお、当社の普通株式は、本日現在、大阪証券取引所ジャスダック市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性が

意見表明報告書

あります。また、当社の普通株式は、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になる見込みです。当社の普通株式の上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

2 . 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針当社は、エイブル及びCHINTAIを主要子会社として構成する持株会社です。両社は、賃貸不動産仲介事業を中心とする各事業領域において、約30年以上にわたり強固なビジネスモデルを構築してまいりました。CHINTAIは情報誌「CHINTAI」やインターネットサイト「CHINTAIネット」を通じた賃貸不動産物件情報の提供を主な事業とし、賃貸情報誌を全国26エリアで発行、賃貸物件検索サイト推定接触者数No. 1 (ビデオリサーチインタラクティブ調べ、調査期間:平成23年5月~平成23年10月末)を獲得しております。また、エイブルは賃貸不動産の仲介事業及び管理事業を主な事業として、全国452の直営店舗網(平成23年10月31日時点)を展開し、エイブルブランドの知名度を活かし、高い集客力による競争優位性のある事業運営を目指しております。

一方で、マクロ経済収縮を背景とする個人の借り換え意欲の減退は根深く、またデフレ環境下における客単価の下落や、マンション建築を主とするハウスメーカー等の参入等、当社の主力事業である賃貸仲介事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

加えて、当社のもう一つの主力事業であるメディア事業は、雑誌「CHINTAI」が成熟期を迎える中、インターネット媒体を通じたサービスにシフトしておりますが、インターネット媒体につきましても、コストパフォーマンスに対するより厳しい選別、付加価値の提供を通じた各社の差別化戦略など、競合他社間での競争激化が進んでおります。このような環境下、当社は、平成22年11月に、主たる事業領域である賃貸不動産仲介事業における圧倒的優位性と、各ステークホルダー様に対して最大の価値をご提供することを目的として、「コア・コンピタンス」(企業の中核的な力)の再構築、グループ成長戦略による「外部成長」の加速及び、安心・快適で豊かな「くらし」のご提案と実現を基本方針とし、エイブル及びCHINTAIの共同持株会社として設立されました。

共同持株会社の設立により、「仕入」、「集客」、「仲介」の連鎖によって加速するバリューチェーンの確立、 グループ経営資源の効率配分、最適活用による事業展開、 間接部門の削減等によるコスト削減、等の効果が期待され、平成23年10月期は持株会社設立第1期目として、また、平成22年12月に発表した中期経営計画の初年度として、グループシナジーを生むことに注力し、主要グループ会社でそれぞれに設置していた人事部門、総務部門、広報宣伝部門等の集中を行い、ガバナンスの強化を図りました。また、株式会社エイブルCHINTAIマーケティング(以下「エイブルCHINTAIマーケティング」といいます。)の設立により、営業チャネルの統合を行い、営業効率の改善による加盟店の新規獲得や、既存お取引先である不動産仲介事業者のニーズを網羅できる体制を整え、新しいサービスの展開としてエイブルCHINTAIマーケティングが、Google社の新サービスであるGoogle AdWordsの認定リセラーとして、戦略的パートナーシップを締結するなど、新たな取り組みを推進いたしました。

一方で、平成23年10月期の経済情勢は、リーマンショック以降世界経済が緩やかな景気回復の兆しを示していたところで、3月11日に東日本大震災が発生し、震災の影響による内需の縮小、さらにはギリシャ危機に端を発する世界経済の悪化により、景気の低迷が続きました。不動産賃貸市場におきましても、平成23年4月から9月の貸家の新設住宅着工戸数(国土交通省発表)が前年を上回り、人口の移動においても前年と同水準まで回復するなど好転の兆しが見えてはきているものの、予断を許さない状況が続きました。

そのような状況下、平成23年10月期の当社の業績は、共同持株会社設立によって期待されていた一定の効果は得られたものの、東日本大震災により当社の繁忙期である3月から4月の人口動態が大幅に縮小したこともあり、賃貸仲介実績は前年同期間の177,196件を大きく下回る165,405件に留まるという、外部環境に大きく左右される結果となりました。当社は、グループー丸となって、新たな発想、新たなサービス、新たなライフスタイルを生み、住まいを中心に人生をより豊かなものへと変えていく理想の企業集団となるべく、『安心・快適で豊かな「くらし」の提案と実現』という原点回帰を志向しておりますが、一方で、国内における人口の減少といった構造的な変化に加え、長引く景気低迷等により、当社の主力事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すことが見込まれます。これらの外部環境に左右されず、原点回帰を志向するためには、共同持株会社の設立のみに止まらず、当社の中核事業の更なる抜本的改革及び取り組みの再強化が不可欠であると考えております。

仲介事業の再強化

以下の施策を通じて、従来以上に強固な営業基盤を再構築することで、当社の中核事業である仲介事業の再強化を目指します。

- ・お客様に対する顔となるエイブル店舗の改築を迅速且つ効率的に実施することを通じて、集客力の向上につなげます。
- ・エイブルの営業員が営業に集中できる環境の構築として、新規人員の採用及び優秀な人材の処遇改善等により、各人員の業務の負荷を軽減し効率を高めること、並びに各直営店舗の営業体制の再構築を予定しております。
- ・グループの要となるエイブル、СНІ N Т A I 及びグループ各社の優秀な人材を確保・育成する人事体制の構築及

び既存従業員のモチベーション向上を図る評価体系の構築を通じ、中長期的な人材の育成に努めます。不動産管理事業の強化

以下の施策を通じて、当社のバリューチェーンの一翼である不動産管理事業の強化を目指します。

・コールセンターの増設を行うことにより、営業員の業務負荷の軽減に伴う新規管理戸数の拡大に向けた営業余力の 一層の増加が期待できるとともに、管理サービスの質の向上を図ることで解約率の低下、管理物件稼働率の上昇に 努めて参ります。

このような状況を踏まえて、当社の代表取締役会長兼 C E O である佐藤茂氏は、上記のような経営課題の克服と今後の事業戦略を実行するための方法論として、M B O による当社の非上場化は以下のとおり有効と考えるに至ったとのことです。

- a)中核事業の営業力再構築をはじめとした一連の抜本的改革は、迅速な意思決定のもとで実行されることが不可欠であること
- b) 中核事業の抜本的改革及び取り組みの再強化を実行に移すには相応の期間及び資金が必要であるとともに、当初計画したとおりに収益に寄与するとは限らずリスクが伴うものであって、短期的にはコストの増加等により利益水準が低下し、結果として証券市場から評価が得られず、当社の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないこと(他方、当社が上場会社として足許の収益の獲得にとらわれることとなれば、かえって中長期的な競争力の維持・拡大を実現困難とする可能性があると考えております。)
- c)現在の状況に鑑みれば、株式上場の最大のメリットである市場を通じた資金調達の必要性が当社には無く、すでに幅広い知名度、ブランド、信用力等を有している当社にとって、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にある一方で、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト(会計基準の厳格化、J-SOX(金融商品取引法上の内部統制)の導入、IFRS(国際財務報告基準)準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等)の増加が見込まれるため、費用対効果の観点より、上場を維持することが当社にとって必要以上に経営負担となる可能性があること(なお、非上場化を実施した場合には、上場維持に費やしていたコスト等を適時的確な投資に活用することを企画しています。)

以上のとおり、当社の代表取締役会長兼CEOである佐藤茂氏は、安心・快適で豊かな「くらし」を提案し、実現することを通じて社会の発展に貢献するという当社の経営理念実現のためには、当社普通株式を非公開化することが、一般の株主の皆様に経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る多大なリスクが及ぶことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供し、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、当社の資本を公開買付者中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を確保し、激化する競合他社との競争に負けない競争力の強化及び中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

佐藤茂氏は、本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年2月頃よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施してきたとのことであり、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を選定した上で、当社に対して同年3月9日に「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を提出しました。その後、平成24年3月19日に本取引を実行するための買収目的会社として設立された公開買付者は、佐藤茂氏とともに、当社との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成24年4月13日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。

佐藤茂氏による「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を受けて当社の取締役会は、後記「(5)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである弁護士大川原紀之(ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所)から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーであるバークレイズ・キャピタル証券株式会社(以下「バークレイズ証券」といいます。)から取得した株式価値算定書(以下「本算定書」といいます。)の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社の取締役会の諮問機関として平成24年3月12日に設置された第三者委員会からの意見書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、平成24年4月13日開催の当社の取締役会において、上記のような当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、当社の株主の皆様にリスクが及ぶことを回避しつつ同経営政策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社の取締役会は、バークレイズ証券から取得した本算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の意見書の内容等を踏まえ、当社の普通株式に係る買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主及び本新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の

EDINET提出書類 株式会社エイブル&パートナーズ(E24549) 意見表明報告書

皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社普通株式及び本新株予約権 の売却の合理的な機会を提供するものであると判断いたしました。

そこで、当社の取締役会は、当社取締役のうち後述する特別利害関係人を除く当社の取締役の全員である取締役4名による慎重な検討の結果、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には、当社の社外監査役を含む当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役会長兼CEOである佐藤茂氏は、本公開買付けについて特別の利害関係を有することに鑑みて、上記本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成24年4月13日開催の当社の取締役会を含む本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません(後記「(5)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。)。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQに上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当社普通株式は上場廃止となる見込みです。なお、当社の普通株式の上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者によれば、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て(但し、佐藤茂氏応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者及び佐藤茂氏が当社の発行済株式の全て(但し、当社の自己株式を除きます。)を取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当社に、当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部(但し、当社の自己株式を除きます。)の取得と引き換えに当社の別個の種類の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を開催し、上記 乃至 の議案を上程すること、並びに上記 の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記 の議案を上程することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て(但し、当社の自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(但し、当社を除きます。)の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社の別個の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、公開買付者は、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類の株式の売却の結果、当該株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、当社に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行っていただく予定とのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、公開買付者及び佐藤茂氏が当社の発行済株式の全て(但し、当社の自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者及び佐藤茂氏以外の当社の株主の皆様のうちで本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記 の普通株式に全部 取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記 の全部取得条項が付された当社の普 通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は 当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株 当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

また、上記 乃至 の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者及び佐藤茂氏以外の当社の株主の皆様の当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び佐藤茂氏以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び佐藤茂氏が当社の発行済株式の全て(但し、当社の自己株式を除きます。)を所有することを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と公開買付者が協議のうえ、決定次第当社が速やかに公表する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、当社に、本新株予約権の無償による取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取

引の実行に合理的に必要な手続等を実施いただく予定とのことです。

公開買付者は、当社に、平成24年8月を目途に本株主総会及び本種類株主総会の開催を要請する予定とのことですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に当社と吸収合併することを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するため の措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、主として以下のような本取引の公正性を担保する措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しないとのことです。)。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年4月13日に株式価値算定書を取得したとのことです(なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。)

市場株価分析 399円から423円 類似企業比較分析 367円から458円 DCF分析 472円から590円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年4月12日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(423円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(402円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(399円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を399円から423円までと分析したとのことです。

次に、類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を367円から458円までと分析したとのことです。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と当社との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成24年10月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を472円から590円までと分析したとのことです。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、当社の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行ったとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、当社との間における価格交渉の内容、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月13日に、本公開買付価格を580円と決定したとのことです。

本公開買付価格である580円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年4月12日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値の429円に対して35.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1週間(平成24年4月6日から平成24年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値429円(小数点以下四捨五入)に対して35.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年3月13日から平成24年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値423円(小数点以下四捨五入)に対して37.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年1月13日から平成24年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値402円(小数点以下四捨五入)に対して44.3%(小数点以下第二位四捨

五入)、過去6ヶ月間(平成23年10月13日から平成24年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値399円(小数点以下四捨五入)に対して45.4%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれます。本新株予約権は本日現在において第2回新株予約権は既に行使期間中であり、第1回新株予約権についても、本公開買付けの期間中である平成24年5月1日から行使期間に入ります。また、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の各行使価額(第1回新株予約権については356円50銭、第2回新株予約権については441円。)が本公開買付価格である580円をそれぞれ下回っております。そこで、公開買付者は、第1回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格580円と第1回新株予約権の行使価額356円50銭との差額である223円50銭に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である22,350円、第2回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格580円と第2回新株予約権の行使価額441円との差額である139円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である230を乗じた金額である31,970円と、それぞれ決定したとのことです。

なお、本新株予約権に係る公開買付価格は、本公開買付価格と各新株予約権の行使価額との差額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてバークレイズ証券に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月13日付で本算定書を取得しております。なお、当社は、バークレイズ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

バークレイズ証券は、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。

バークレイズ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を主要な算定方法として用いて、当社普通株式の株式価値を算定しております。バークレイズ証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

評価手法 1株当たり株式価値レンジ

市場株価法 : 399円から423円 類似会社比較法: 404円から484円 DCF法 : 550円から601円

市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しております。市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を平成24年4月12日として、当社の普通株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(423円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(402円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(399円)を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値を399円~423円と算定しております。

類似会社比較法は、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法となります。当社には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を404円~484円と算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を550円~601円と算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

なお、バークレイズ証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(注) バークレイズ証券は、本算定書の作成に際し、当社から提供を受けた財務情報その他の情報・資料及び一般的に 公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完 全であることを前提として依拠しており、この点について別段の検証を行なっておりません。また、バークレイ ズ証券は、当社の財務予測に関する情報について、当社の説明に基づき、当社の将来の業績に関して現時点にお いて入手可能な当社の経営陣による最善の見通し及び判断を反映して合理的に作成されたものであること及 び当社が当該業績予測に基づき事業運営を行うことを前提としております。

当社における第三者委員会による検討

当社の取締役会は、平成24年3月12日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除するとともに、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引における買付価格に関する当社取締役会による交渉経緯及び交渉結果の検証及び報告、(b)本公開買付けに係る手続の公正性、本公開買付の対価(本公開買付価格、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価)の公正性及び妥当性、並びに本公開買付に関する決議(本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を含みます)を当社の取締役会が行うことの是非(当該決議を行うことが少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見も含みます。)についての第三者委員会としての意見書を提出することを委嘱する決議を行いました。

当社の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する当社社外監査役である渡邉光誠氏(委員長、弁護士)、本取引に関し独立性を有する岡正晶氏(弁護士)及び本取引に関し独立性を有する千島亮人氏(公認会計士)の3名を選定しております。

第三者委員会は、平成24年3月15日より同年4月10日まで合計5回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、バークレイズ証券が作成した本算定書の基礎となる事業計画について当社の取締役から説明を受け、質疑応答を行ってその合理性を検討するとともに、バークレイズ証券から、本算定書に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けました。更に、当該株価算定結果等を踏まえた当社と公開買付者との交渉状況等を当社の取締役及びバークレイズ証券より聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討いたしました。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について当社の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成24年4月13日に、当社の取締役会に対し、本取引に係る手続が公正であること、本公開買付けを含む本取引により当社の株主及び本新株予約権者に交付される対価(本公開買付価格、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価)が公正かつ妥当であること及び本公開買付けに関する決議(本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧

EDINET提出書類 株式会社エイブル&パートナーズ(E24549) 意見表明報告書

める旨の決議を含みます。)を当社の取締役会が行うことが妥当であること、をそれぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする第三者委員会意見書(以下「本意見書」といいます。)を提出いたしました。

本意見書の概要は以下のとおりです(なお、以下では本意見書に記載された用語をそのまま引用しており、「貴社」は当社を、「本公開買付け」は本公開買付けを、「本取引」は本取引をそれぞれ意味します。)。

- (a) 本取引における買付価格に関する責社取締役会による交渉経緯及び交渉結果の検証及び報告について 責社取締役会と公開買付者との間の交渉経緯及び交渉結果そのものに不適切な点は見受けられず、公正な手続がと られたものと認められる。
- (b) 下記事項について当委員会としての意見の提出
 - () 本取引に係る手続きの公正性について

本取引に係る手続は公正であると認められる。

公開買付期間

取引保護条項等の不存在

買付株式数の下限の設定

本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株価に不当な影響を及ぼす行為がなされていないこと

() 本取引の対価(本公開買付価格、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付け後に予定されている二 段階目の買収における対価)の公正性及び妥当性

本取引の対価は公正かつ妥当であると認められる。

当委員会は、本取引の対価に関し、以下の観点から検討を行った結果、上記意見を提出するに至った。

独立した第三者機関による株式価値の算定結果

株式価値の算定方法等の合理性

市場価格の公正性

本公開買付価格の決定の経緯

本公開買付価格の水準に関する検討

新株予約権の買付価格

二段階目の買収における対価

() 本取引に関する決議(本公開買付けに賛同し、かつ、貴社の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を含む)を貴社取締役会が行うことの是非(当該決議を行うことが少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を含む)

貴社取締役会が、本公開買付けに賛同し、かつ、貴社の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行うことは是と思料する。

また、本取引に関する決議を行うことは少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

当委員会は、以下の理由により、上記意見を提出するに至った。

本取引がもたらす企業価値の向上について

当委員会としては、前記のような貴社を取り巻く事業環境及び貴社が直面する経営課題等を踏まえると、本取引を成立させ、佐藤茂氏が提案するような抜本的かつ機動的な経営政策等を進めることは、相応のリスクはあるものの、貴社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成に資すると判断し得るものであると思料する。

本取引に係る手続の公正性、本取引の対価の公正性及び妥当性

本取引に係る手続が公正に行われたものと認められることについては前記のとおりである。

また、本取引の対価(本公開買付価格、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価)が公正かつ妥当であることについては前記のとおりである。

当社における法律事務所からの助言

当社の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本公開買付けを含む本取引に関し独立性を有する弁護士大川原紀之(ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所)をリーガル

・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、弁護士大川原紀之(ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所)からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を、一般株主の皆様にリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付価格、本新株予約権に係る買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主及び本新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成24年4月13日開催の当社取締役会において、公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役会長兼CEOである佐藤茂氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。

なお、当社の代表取締役会長兼CEOである佐藤茂氏は公開買付者の代表取締役を兼務しているため、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることに鑑み、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主及び本新株予約権者の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限(38,607,018株)以上の応募があることをその成立の条件としております。この買付予定数の下限(38,607,018株)は、当社の発行済及び潜在株式総数の合計から当社の自己株式を除いた株式数(75,275,224株)()の75%に相当する株式数から佐藤茂氏応募対象外株式(17,849,400株)を控除した数に相当するものです。このように、公開買付者は、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続を可能とする株式数(総株主等の議決権の数の3分の2の議決権に相当する普通株式数)を一定程度上回るように買付予定数の下限(38,607,018株)を設定し、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(38,607,018株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないこととしております。

- () 当社の第2期第1四半期報告書(平成24年3月16日付提出)に記載された平成24年1月31日現在の発行済株式 総数(80,000,000株)と第1期有価証券報告書(平成24年1月27日提出)に記載された平成23年10月31日現 在の本新株予約権の目的である普通株式の数(972,000株)に同日から平成24年1月31日までの変動(平成23年10月31日から平成24年1月31日までに第1回新株予約権50個(普通株式5,000株相当)が減少しております。)を反映した平成24年1月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(967,000株)の合計数から当社の平成24年10月期第1四半期決算短信(平成24年3月16日提出)に記載された平成24年1月31日現在 の当社が所有する自己株式数(5,691,776株)を控除することにより計算しております。
- (6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との問における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項本公開買付けに際して、公開買付者は、ミント社より同社が所有する当社の普通株式の全部(23,218,000株、所有株式割合30.84%)、佐藤進治氏より同氏が所有する当社の普通株式の全部(3,826,900株、所有株式割合5.08%)、株式会社エスアンドエフより同社が所有する当社の普通株式の全部(3,192,950株、所有株式割合4.24%)及び佐藤礼子氏より同氏が所有する当社の普通株式の全部(3,192,950株、所有株式割合4.24%)及び佐藤礼子氏より同氏が所有する当社の普通株式の全部(238,970株、所有株式割合0.32%)、計30,476,820株(所有株式割合40.49%)について本公開買付けに応募する旨の表明を受けているとのことです。また、佐藤茂氏からは、佐藤茂氏応募対象外株式

(17,849,400株、所有株式割合23.71%)について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです。

(7) その他

当社は、平成24年4月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年10月期の配当予想を修正し、平成24年10月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数(個)
佐藤 茂	代表取締役	会長	17,849,400	178,494
平田 竜史	代表取締役	社長	30,140	301
手塚 清二	取締役	副社長	25,000	250
杉山 洋一	取締役	-	204,300	2,043
田村 守	常勤監査役	-	13,000	130
計	-	-	18,121,840	181,218

- 注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本日現在のものです。
- 注2) 佐藤茂氏が所有する当社の普通株式(17,849,400株)のうち、9,849,400株については佐藤茂氏の名義で所有しており、4,000,000株については日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に、4,000,000株については日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託し、それぞれ上記信託銀行の名義で所有しております(佐藤茂氏は、当該信託に係る当社の普通株式(計8,000,000株)についても議決権行使の指図権を有しております。)。なお、佐藤茂氏は、本公開買付け後における公開買付者の株券の所有割合等の状況に照らし必要と認める場合には、上記信託銀行名義の対象者の普通株式を佐藤茂氏の名義に変更する可能性があります。
- 注3) 取締役杉山洋一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

EDINET提出書類 株式会社エイブル&パートナーズ(E24549) 意見表明報告書

- 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 該当事項はありません。
- 7【公開買付者に対する質問】 該当事項はありません。
- 8【公開買付期間の延長請求】 該当事項はありません。

以上